

令和元年10月1日から

認可外保育施設等利用者用

幼児教育・保育の無償化がはじまります

保育の必要性の認定を受けた **3歳児から5歳児まで**の子ども
の保育料が、月額37,000円まで無償化

- ◆住民税非課税世帯の **0歳児から2歳児まで**の子どもは月額42,000円まで無償化
- ◆給食費等はこれまでどおり保護者負担

無償化の対象となるための要件

- 「保育の必要性の認定」(子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)) があること
- 認可保育所・認定こども園等を 利用していないこと

対象施設・事業

- ・認可外保育施設
(一般的な認可外施設・認可外の事業所内保育施設等)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (送迎のみの利用は除く)

「保育の必要性の認定」とは？

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市が認定することです。

- ①就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがおり、継続利用が必要である場合

詳しい手続きについては、裏面をご覧ください



問い合わせ:加東市教育委員会子ども未来部子ども教育課(庁舎4階)
TEL:0795-43-0546

無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるには「保育の必要性の認定」（子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定））が必要となります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育の必要性を証明する書類（就労証明書、または申立書）
※父母（保護者）いずれもの書類が必要となります。

書類の配布・提出について

【配布について】

- ・必要書類は、こども教育課（庁舎4階）で配布しています。また、ホームページからもダウンロードしていただけます。
- ・下記施設を利用中の方は、施設を通して配布します。
※スマイルキッズナーサリースクール・ひよこ保育園（西脇市）

【提出について】

- ・申請書類は、こども教育課に提出してください。

施設利用から支払までの基本的な流れ

- ◆認定を受けた子どもの保育料等はいったん保護者の方で負担していただきます。
- ◆施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。

